

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

境町長

公表日

令和6年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 (2)国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3)国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4)国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 (5)国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6)国民健康保険被保険者へのオンライン資格確認に関する事務 (7)公金受取口座情報の利用</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、 ・国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、境町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、境町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金が、境町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、境町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー ・保険税賦課システム 資格管理システム 給付システム 保険税収納システム 宛名システム 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名

1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル
5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 番号法別表第一 16項及び30項 番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 番号法別表第一 30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
--------	--------------------------------------------------------------------

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条の8 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 [情報照会の根拠] 番号法別表第二の27, 42, 43, 44, 45, 121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20, 25, 25の2, 26条 [情報提供の根拠] 番号法別表第二の第1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 25の2, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 60条</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>境町福祉部保険年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>

6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課 0280-81-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課 0280-81-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険料の賦課徴収事務	国民健康保険に関する事務	事前	
平成28年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う部分についての追加	事前	
平成28年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		次期国保総合システム及び国保情報集約システムの追加	事前	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	石塚 孝志	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和2年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		〈オンライン資格確認の準備業務〉を追加	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		下記を追加 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		下記を追加 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第	事後	
令和4年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	境町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免	地方税法、国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 (2)国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3)国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4)国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 (5)国民健康保険被保険者への保健事業の実	事後	
令和4年2月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一の30項 番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一の 16、30項 番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16、24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7 別表第二 (第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第42、43、44、45 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 [情報照会の根拠] 番号法別表第二の27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20、25、25の2、26条 [情報提供の根拠] 番号法第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、2	事後	
令和4年2月21日	II じさい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日	令和4年1月1日	事後	
令和4年2月21日	II じさい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日	令和4年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 (2)国民健康保険税の賦課、徴収に関する事務 (3)国民健康保険税の滞納管理に関する事務 (4)国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 (5)国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 (6)国民健康保険被保険者へのオンライン資格確認に関する事務	以下追加 (7)公金受取口座情報の利用 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 〈オンライン資格確認の準備業務〉 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、 ・国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、境町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、境町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金が、境町からの	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一の 16, 30項 番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16, 24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 番号法別表第一 16項及び30項 番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(利用範囲) 番号法別表第一 30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 [情報照会の根拠] 番号法別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20, 25, 25の2, 26条 [情報提供の根拠] 番号法第二の第1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 25の2, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 60条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条の8 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 [情報照会の根拠] 番号法別表第二の27, 42, 43, 44, 45, 121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20, 25, 25の2, 26条 [情報提供の根拠] 番号法別表第二の第1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 25の2, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 60条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和6年2月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	
令和6年2月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	